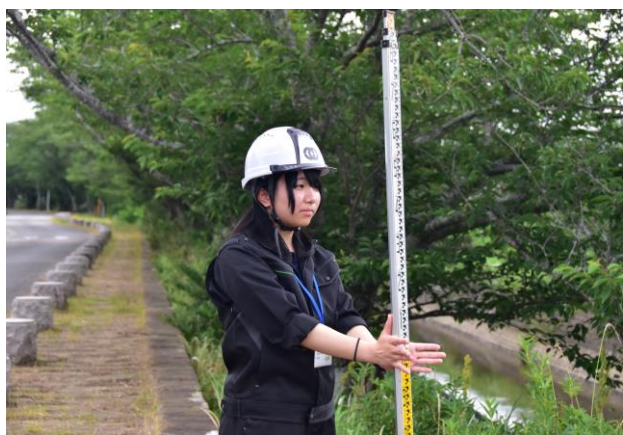




令和8年度採用 茂原市職員募集要項



1. 試験区分・採用予定人員及び受験資格

試験区分		採用予定人員	受 験 資 格
一般事務職	上級	19名程度	① <u>一般</u> 平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した方または令和8年3月末までに卒業する見込みの方 ② <u>社会人経験者（大学卒業者）</u> 昭和60年4月2日以降に生まれた方で、民間企業等における職務経験（一般事務）が直近5年間のうち3年間以上の期間有する方 ③ <u>公務員経験者（大学卒業者）</u> 昭和60年4月2日以降に生まれた方で、国又は地方公共団体の常勤職員（一般事務）としての在勤年数が直近5年間のうち3年間以上の期間有する方 ※ 第1次試験は免除
	初級	2名程度	① <u>一般</u> 平成7年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた方（上級試験の受験資格を有する者を除く） ② <u>社会人経験者</u> 昭和60年4月2日以降に生まれた方で、民間企業等における職務経験が直近5年間のうち3年間以上の期間有する方
土木技術職		5名程度	① <u>一般</u> 平成2年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた方で「土木」の専門課程を修了した方又は令和8年3月末までに修了見込みの方 ② <u>社会人専門職経験者</u> 昭和50年4月2日以降に生まれた方で、直近10年間のうち5年間以上の期間、土木に係る民間企業等での職務経験がある方
建築技術職	一般	若干名	平成2年4月2日以降に生まれた方で「建築」の専門課程を修了した方又は令和8年3月末までに修了見込みの方
保健師		若干名	平成2年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有する方または令和8年3月末までに保健師の資格取得見込みの方
社会福祉士		若干名	平成2年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方または令和8年3月末までに社会福祉士の資格取得見込みの方
介護支援専門員		若干名	① <u>一般</u> 平成2年4月2日以降に生まれた方で、主任介護支援専門員の資格を有する方または令和8年3月末までに主任介護支援専門員の資格取得見込みの方 ② <u>社会人専門職経験者</u> 昭和60年4月2日以降に生まれた方で、主任介護支援専門員の資格を有する方で、職務経験（関連業務に限る）が直近10年間のうち5年間以上の期間有する方
理学療法士・作業療法士 ※任期付職員（3年間）		若干名	① <u>一般</u> 平成2年4月2日以降に生まれた方で、理学療法士又は作業療法士の資格を有する方または令和8年3月末までに理学療法士又は作業療法士の資格取得見込みの方 ② <u>社会人専門職経験者</u> 昭和40年4月2日以降に生まれた方で、理学療法士又は作業療法士の資格を有する方で、職務経験（関連業務に限る）が直近10年間のうち5年間以上の期間有する方
保育士・幼稚園教諭		若干名	① <u>一般</u> 平成2年4月2日以降に生まれた方で、保育士及び幼稚園教諭の資格を有する方または令和8年3月末までに保育士及び幼稚園教諭の資格取得見込みの方 ② <u>社会人専門職経験者</u> 昭和50年4月2日以降に生まれた方で、保育士及び幼稚園教諭の資格を有する方で、職務経験（保育士としての職務経験に限る）が直近10年間のうち3年間以上の期間有する方（パートの場合週20時間以上勤務）

【申込みにあたって】

- ・採用予定人員は、今後の退職者等の状況により変更になる場合があります。
- ・受験申込みは、1人一つの試験区分に限ります。複数の区分に重複して申し込むことはできません。
- ・資格が必要な試験区分については、令和8年3月末までに資格が取得できない場合は、採用できません。
 なお、次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - （1）日本国籍を有しない者
 - （2）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 茂原市に勤務する意思のない方の受験、模擬試験代わりの受験は固くお断りします。

【職務経験について】

- ・「土木に係る民間企業等での職務経験」とは、民間企業、自営業、公務員等における土木の職務経験（計画、設計、施工管理等）を言います。
- ・直近5年間とは令和2年8月1日から令和7年7月31日、直近10年間とは平成27年8月1日から令和7年7月31日のことです。
- ・職務経験期間は正社員、正規職員であった期間に限ります。派遣社員、臨時・非常勤の社員・職員、アルバイトの期間は含めません。また1年間以上継続した職務経験が複数ある場合、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- ・最終合格発表後に職務経験期間が確認できる職歴証明書等を提出していただきます。職務経験期間が書類上確認できない場合は採用されません。

2. 受験手続

※ ウェブ申請、郵送による申請のいずれかにより手続してください。

① ウェブ申請について

該当項目を全て記入し、送信してください。（顔写真のデータが必要になります）

② 郵送による申請について

「採用試験申込書」に必要事項を全て記入し、茂原市役所職員課へ郵送してください。

- ・記入にあたっては黒インクでペン書きとし、文字は楷書、数字は算用数字を使用してください。消せるインクのボールペンの使用は不可とします。
- ・記載事項に不正があると採用される資格を失うことがあります。
- ・※印の欄は、記入しないでください。
- ・郵送に際しては、下記の点にご注意ください。
 - （1）必ず簡易書留にて送付してください。
 - （2）必ず昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。
 - （3）8月3日（日）当日消印有効とします。
 - （4）「試験申込書」を提出していただき、受理となりますのでご注意ください。

※ 会場予約に必要となるパスワードは、ご申請いただいたメールアドレスに送付します。

メールアドレスの間違いにご注意ください。

なお、8月13日（水）を過ぎても届かない場合は、ご連絡ください。

3. 応募受付

受付期間：令和7年7月16日（水）から令和7年8月3日（日）まで（当日消印有効）

4. 試験日程・会場

試験区分	職 種	日 程	会 場
第1次試験	全 職 種	令和7年9月1日（月）～ 令和7年9月14日（日）の いずれか1日	各都道府県の テストセンター（※）
第2次試験	全 職 種	令和7年10月2日（木）～ 令和7年10月5日（日）で 市が指定するいずれか1日 詳細は、第1次試験合格者に通知	茂原市役所 （茂原市道表1番地）
第3次試験	全 職 種	令和7年11月7日（金）～ 令和7年11月9日（日）で 市が指定するいずれか1日 詳細は、第2次試験合格者に通知	茂原市役所 （茂原市道表1番地）

（※）提携の外部試験会場（テストセンター会場）において、希望する会場・日程で受験できます。

5. 試験の方法

試験区分	試験科目	試 験 内 容
第1次試験	基礎能力検査（※）	「文章読解能力」「数的能力」「論理的思考能力」 「基礎英語」「人文・社会、自然に関する一般知識」
	適性検査	職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査
第2次試験	個別面接試験	主として、人柄・性向等についての個別面接による試験
第3次試験	個別面接試験	主として、人柄・性向等についての個別面接による試験

（※）一般事務職（上級・初級）の社会人経験者、その他専門職の社会人専門職経験者は、「文章読解能力」「数的能力」「論理的思考能力」の3科目となります。

（※）一般事務職（上級）の公務員経験者枠で受験される方は、第1次試験は免除となります。

6. 結果通知

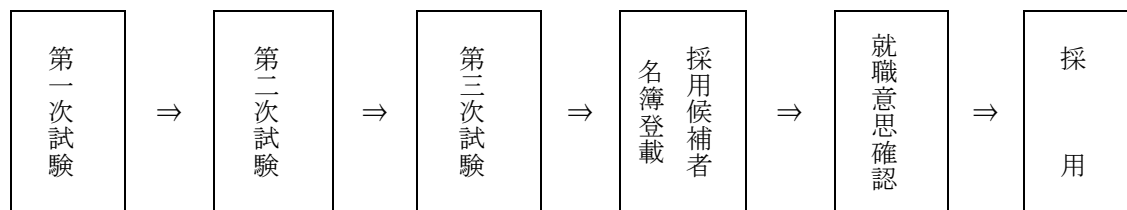
- （1）試験の結果は、茂原市公式ウェブサイトで公表（合格者の受験番号のみ）します。
- （2）第1次試験の合格者へは、第2次試験の実施通知を送付します。
- （3）第2次試験の合格者へは、第3次試験の実施通知を送付します。
- （4）第3次試験の合格者へは、就職意思確認等の通知を送付します。

7. 試験から採用まで

- （1）採用は、令和8年4月1日の予定です。

なお、既卒者については、欠員状況等により希望を確認した上で時期を早めて採用する場合があります。

(2) 試験から採用までの過程は、次のとおりです。



8. 採用試験申込書について

(1) 「採用試験申込書」は、茂原市公式ウェブサイト (<http://www.city.mobara.chiba.jp>) 中の「令和8年度採用 茂原市職員採用試験（令和7年度実施）について」のページより、ダウンロードできます。

A4縦・白色用紙で両面印刷してください。

(2) 採用試験申込書等の郵送配付を希望する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と**朱書き**し、110円切手をはった宛先明記の返信用封筒（定形 23.5×12.0）を同封のうえ請求してください。



9. 給与、勤務時間、休暇

(1) 給与

初任給は、学歴及び職歴に応じて決定されます。

月額はおおよそ以下のとおりです。

① 一般（社会人専門職経験者以外）

学 歴	初任給（地域手当 6%含む）
大学新卒	23 万 9 千円程度
短大新卒	22 万 3 千円程度
高校新卒	20 万 6 千円程度

②社会人専門職経験者

学 歴	職務経験	初任給（地域手当 6%含む）
大学卒	5 年	26 万 7 千円程度
	10 年	28 万 9 千円程度
	15 年	31 万 6 千円程度
	20 年	34 万 1 千円程度

短大卒	5年	25万3千円程度
	10年	27万9千円程度
	15年	29万1千円程度
	20年	32万5千円程度
高校卒	5年	23万9千円程度
	10年	25万6千円程度
	15年	28万1千円程度
	20年	29万9千円程度

※上記の他に扶養手当、児童手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等が状況に応じて支給されます。また、期末勤勉手当（いわゆるボーナス6月、12月支給）は1年間で月給の4.6か月分（令和6年度実績）支給されます。4月1日新規採用職員の最初の賞与（6月）については、原則3割支給されます。

- ・扶養手当：他に生計の途がなく年間の所得が130万円未満の者を扶養している職員に対して支給。

令和7年度の例 配偶者：3,000円

父母等：6,500円

子：11,500円

特定期間16歳～22歳の子：5,000円を加算

（令和8年度は、金額に変更があります。）

- ・住居手当：借家に居住し、16,000円以上の家賃を支払っている職員に支給。

家賃27,000円以下の場合 家賃－16,000円

27,000円超の場合 （家賃－27,000円）÷2＋11,000円

上限額 28,000円

※家賃のみが対象（共益費や光熱水費は含まれません）

- ・通勤手当：交通用具使用者や交通機関使用者に対して支給。

交通用具使用者＝2km以上4km未満2,000円～60km以上33,100円

（2km未満支給無）

交通機関使用者（電車、バス）＝6ヶ月分の定期券の額

（2）勤務時間、休暇

- ・勤務時間 月曜日から金曜日（職種により土日休日の振り替え勤務あり）

8時30分から17時15分（12時00分から13時00分は休憩時間）

ただし、勤務場所などによって異なります。

- ・休 暇 年次有給休暇 1年毎に20日、最大20日翌年度繰り越し可、採用日から利用可
特別休暇 夏期休暇7日（令和7年度実績）、忌引（1～10日）、産前産後休暇、
その他に、病気休暇、介護休暇、育児休業等があります。

◇ ～職員のワーク＆ライフ～

- ・平均年齢と平均給与月額

42.5歳（一般職）

414,541円

（一般職の平均給与月額、給料325,900円と諸手当88,641円の合計額）

- ・時間外勤務の状況（1か月あたりの平均時間外勤務時間）

11.3時間

- ・休暇の取得状況（1年あたりの平均取得日数）

年次有給休暇 13.2日

夏期休暇 6.7日

※ 令和6年4月1日現在の実績になります。

（3）福利厚生

- ・給付及び助成 資格取得時、旅行時、映画鑑賞時、人間ドック利用時 等
- ・厚生事業 交流事業（タッチバレーボール大会）開催 等
- ・共済組合 遊園施設利用、宿泊施設利用（利用券配付）
共済貯金（令和7年度：金利年1.9%）
貸付 等
- ・クラブ 11のクラブ（野球部、ソフトテニス部、囲碁将棋クラブ 等）



茂原市役所 総合企画部 職員課

〒297-8511
千葉県茂原市道表1番地

電 話	0475-20-1518（直通）
F A X	0475-20-1602
E-mail	syokuin@city.mobara.chiba.jp